

我國幼稚園の生長

我が國に於ける幼稚園の發達

督學官 森 岡 常 藏

左の一編は「教育學術界」十月號に掲載されてある、森岡文部省督學官の「幼稚園の發達と改正幼稚園令の精神」の中の一部であります。幼稚園發達史研究のため、今までにない極めて大切のものであります。本號を幼稚園史中心として編輯しました關係上特に森岡氏の御快諾を得て轉載させて頂きました。(編者)

幼稚園に關する規程は、明治三十三年以來小學校に關する法令の中に現はれて居りました。即ち小學校の法令の中に宿借りをして居たことが約三十年も續いたのであります。今回漸く獨立の規程となりましたことは國家教育のために御同様非常に喜ばしく存する次第であります。只今私は幼稚園に關する規程に就いてごく粗雜にその沿革を述べましたが、更に溯つて調べてみると、明治五年の「學制」の中に既に幼稚園に關する規程の初があるとも考へられるのであります。若し明治五年から算へてみるならば、今回の幼稚園令制定まで五十年の歳月を經過して居るわけでありました。

何故今日までも幼稚園の規程が、小學校令及び其の施行規則の中に宿借りをして居なければならなかつたと云ひますと、これまで幼稚園の發達が甚だ遅々として振はざる状態にあつたからであります。然るに、近年に至つて相當に發達し來つた上に、一般教育界が、幼稚園の必要を認めるやうになりましたから、こゝに獨立の規程として設けられるやうになつたのであります。規程制定の主なる原因は幼稚園それ自身の發達の結果であると考へて可いと思ひます。

序ながら申しますが、盲啞の教育に關する法令も以前は幼稚園のと同様に小學校令、小學校令施行規則の中に宿借りをして居つたのであります。然るに其の後に於ける同教育發達の場合に顧み、大正十二年に至つて盲學校及聾啞學校令として獨立の規程を設けたのであります。幼稚園が今回獨立の法令となつたのも、盲啞の教育と同様に、その發達の結果に照らし當然の地位が與へられたわけで、畢竟我が教育界の進歩を物語るものでありまして實に慶賀すべきことと申さねばなりません。

今私は暫く我國に於ける幼稚園發達の跡を回想しようと思ひます。私は嘗て、國民教育獎勵會の編纂の「教育五十年史」の中で大體幼稚園の發達のことを書いて置きましたが、今日はそれに略した事をも多少加へてお話ししたいと思ひます。

前にも申しましたやうに、明治五年の學制の中のその第二十二章に、幼稚小學といふものが定められてあります。それには、「幼稚小學は男女の子弟六歲迄のもの小學に入る前の端緒を教ふるなり。」と云

ふ説明がしてあります。これが我が國に於ける幼稚園法規の最初のものとして解釋されます。實は學制には幼稚園小學に就いて前述の規定の外、少しも其の内容を説明してゐないから、精密には分らぬが、今この幼稚園小學と書いた字面の上から考へると、これが今日謂ふ所の幼稚園と實體に於て同じものであつたかどうかは多少の疑問があります。幼稚園は、フレーザー氏の創設にかゝるキンデルガルテンであります。幼稚園小學はその字面から見て寧ろイギリスなどにありましたインファントスクール Infant school に該當するものとして規定されたのではないかと思はれるのであります。インファントスクールは幼稚園よりは稍小學校に近い所があつて、純粹な幼稚園とは違ふものでありますけれども、大體から見て幼稚園に近いものと云つても可いのでせう。故に幼稚園小學はインファントスクールに當るものにして、亦我が國に於ける幼稚園の魁と解釋して、大きな間違ひはないのでありませう。しかしながら、その幼稚園小學の實體が如何なるものであつたか十分分らぬのであります。そして又、この規定はありましたけれども、當時何れの處にも實施されるに至らなかつたのであります。

眞の意味に於ける幼稚園の最初のもの、明治九年に東京女子師範學校（今の東京女高師）の附屬として開設せられたものであります。しかしこれも精しく穿鑿して見ますと、その前年即ち明治八年に既に京都に於て幼稚園と略々同じものが設けられて居るのであります。即ち當時の第三十區小學校（柳池小學校）の校舎の一部を幼児保育場の用に充て、之を「幼児遊嬉場」と名づけたのであります。それが

明治八年十二月のことであつて、粗末ながらもその内容から見て今日の幼稚園に近いものであります。その概則の中に

側に聞五州中文運隆盛を以て稱せらるる日耳曼地方には大小鬘の外數所の遊嬉場ありて學齡未滿の稚兒を遊嬉娛樂の中に於て發明の能力を誘導し他年就學の基を立て女師をして之を教育せしむと其の法の善良なる未悉さすと雖も洵羨思する所なり(下略)

右整齊にあらずと雖も群兒の街頭に飄遊し鄙野の惡弊を被むるなく所謂遊嬉中に於て英才を養ひ庶幾くは他日勉學の基とならんか(下略)

とあります。そこで實施した仕事と云ふのは、色々な玩具を用ひ、殊に立方形小片木數百個を持たせたり、平方形の小木牌に草木禽獸等の繪を書いたもの數百個をもたせたり、或は賢人名媛の行跡の繪を書いた本、又色々の品物の形を知るべき繪本數十冊を用ふる等であります。極めて粗末なものであつたにしても、先づ幼稚園と略々同種類の仕事を此處で始めたものと考へて宜しいのであります。

元來、維新後當初の状態を見ますと、事實に於て京都の方が東京よりも何事も一歩早く始められて居るやうであります。維新後の、新しい意味の小學校を設けたなども、京都の方が東京より一年前であります。これまで京都は帝都であつた爲に、萬事京都の方が進んで居たのでありませう。右の幼兒遊嬉場は明治十一年の頃には廢滅に歸して居ります。

さて、今度は眞の幼稚園に就いてお話するのでありますが、前にも云ひましたやうに、明治九年、東京女子師範學校の附屬として設けられたのであります。明治八年の九月十五日、文部省から其の布達があり、翌九年六月一日に至つて愈土木の業を起し、同年の十一月六日に其の功を竣へ同十六日に開園式が舉げられました。

所でこゝに此幼稚園を設立するに至るまでの經過を調べて見ますと面白い事實があるのであります。之に關する文書は先年の大震火災に依つて焼けて仕舞つたのであります。幸私が寫して置いたものでお話することが出来るのであります。その文書によりますと、「幼稚園開設の儀」と云ふことに就きました。當時の文部大輔田中不二麿氏の名を以て、太政大臣三條實美公に宛て、明治八年七月七日、幼稚園開設の儀の伺を立て、居られます。

方今小學校の設立漸に加里學齡子女就學の途相開け、授業の方法稍端緒に就き候得共獨學齡未滿の幼穉に至ては誘導之方其宜を得ざるか如く教育の本旨に副はず頗る缺典と存候因ては這回東京女子師範學校内に於て幼稚園を創置し茲に幼穉の子女凡百人を入れ看護扶育以て異日就學の階梯と致度尤右費用は當省定額金を以措辦可致候條別段仰裁可候也。

といふ伺の文面であります。之に對して八月二日附で「伺之趣難聞届候事」と云ふ指令が下つて居る。さうしますと文部省では、更に「再應伺」を八月二十五日に太政官に出して居ります。

本年七月七日附を以幼稚園開設之儀相伺候處同八月二日附を以伺之趣難聞届候段御指令相成然る處右幼稚園之儀は兒輩の爲め良教師をして専ら扶育誘導せしめ遊戯中不知不知就學の階梯に就かしむるものにして教育の基礎全く茲に立つべく逐次學事擴張の際先づ於當省實地此の雛形を設け漸々其方法に因らしめんことを欲する旨趣にして即今不可缺之急務速に施設相成度尤女子師範學校内建家兼用致し當分之内費用等該校補助金を以辨償可致候條開設之儀御允許相成度此段更に相伺候也。

再應伺では幼稚園の必要缺くべからざる理由を細かに説いて、費用の方は女子師範學校の補助金で辨償し、女子師範の建築を利用するから許して貰ひたいと云ふ伺であります。之は、明治八年八月二十五日文部大輔田中不二麿の名を以て出したのであります。そうしますと今度は、九月十三日附を以て三條太政大臣から、「伺之趣聞届候事」と指令になつたのであります。文部省では愈々太政官の賛同を得ましたから、その十五日には早くも幼稚園設置を布達したのであります。この文書は恐ら他にはないもので、幼稚園沿革史上に大切なものと信じます。

そこで東京女子師範學校附屬幼稚園は愈々明治九年十一月十四日を以て、之が開設の事を布達し、獨逸人のクララ・チーテルマン女史と、今一人は同校訓導であつた豊田英雄女史を保姆とし、十一月六日を卜して開園式を行ひ、幼兒保育の事業を初めたのであります。

當時の幼稚園の狀況につきましては、第一高等學校の教授をして居られました故鹽谷時敏先生が當時

幼稚園を參觀されて、奇麗な漢文で書かれた參觀記があります。面白いものと思ひますから、次に其の全文を掲げます。

人性善乎、吾弗得而知也。人性惡乎、吾弗得而知也。孔子曰小成若天性、習慣成自然。習慣之於人也大矣。蓬生麻中不扶而直、沙在泥中不染而黑。此所以孟母有三遷之教、而弗列別氏有幼穉園之舉也。弗氏獨逸國人。嘗患童穉未能就學者、遊戲無方、漸成惡習。於是創幼穉園。其遊戲、設禮容、習歌詠、以豫爲就學之地。歐米諸邦、通邑大都無不有是設。與鄉校黨序、相爲表裏、以助教化。可謂盛矣。明治九年六月官新開園于湯島。地方若干弓、中央構石室。室外雜植花卉草木、以透通風氣。園東鄰師範學校與女子師範學校。鉅構巍然、三區相望。前臨神田川、南與駿臺對、洵寬敞爽塏之地矣。凡入園男女、三歲至六歲、限百五十名。置保姆二人助手三人以掌保育。其教之之法、分爲三科。曰物品、教日用器物及動植之名。曰美麗、彩繪丹青以怡其心目。曰知識、連環、三角木之類、撫玩以啓發智思。他至拜跪周旋・算數・唱歌・說話・體操・遊戲之法、無不悉備矣。余一日從有司後往觀焉。穉童少長、分爲三。群各數十人。弄毬者、排算者、畫板作人物鳥獸之形者、諷詠歌詞者、入室談話者、繩繩搖蕩者、皆熙々然娛樂。非復埋鬻竹馬之比也。夫嬰孩入園、稍長入小學、而中學、而大學、順次教之。天下雖欲有棄才得乎。弗氏之功於是乎偉矣。抑余又竊有所感焉。今我人口凡三千萬、童穉居其半。而其就學者蓋萬分之一。都下人口二百萬、童穉居其半。而就學者蓋百分之一。有就學者而得入此園者、蓋亦百萬

分之一。而況於五洲之廣人民之衆乎。嗚呼童穉之數無窮、而幼穉園之設有限。以有限之園教無窮之童穉。何怪天下有性惡之論乎哉。

詳しいことは略すとして、開園式舉行の當日入園の子供は七十五名でありましたが、學年末になると百五十八名となつて居ります。當日の科目は、鹽谷氏の文章にもあります様に、物品、美麗、知識の三科に分れて居つて、物品科と云ふのは、日用の器具、禽獸草木等の物を見せ名を教へるものであり、美麗科と云ふのは、綺麗な、子供の好きさうな彩色や繪畫の類を示して、美感を養ふものであり、知識科と云ふのは、所謂フレーベルの恩物即ち輪であるとか、木片であるとか云ふものを使ひ其他剪纸、針畫、縫畫や計算、唱歌說話等に依つて知識を啓發して行かうとするものであります。後に至るとだん／＼變つて居りますが、この美麗科と云ふのは誠に面白いと思ひます。その後の發達を見ると、どうも理窟に偏したやうであります。此の頃は却つて子供の趣味を早くから養ふことに努めたのであります。

東京女子師範學校では、幼稚園を開きました後、文部省に報告を出しました。それに依りますと、開園以來ゼルマンの大家フレデリック・フレーベルの法則に準據して保育をやつて居るが、稍々その功績があるやうだから、今後之を進めて行きたいと云ふやうな趣意であります。それと同時に、幼稚園は愈々開いたが、保姆が適當でなければならぬから、保姆を養成したいと云ふことになつて、その旨を學

校から文部省に開申し、其の結果として明治十一年の六月幼稚園保姆練習科の規則が設けられることになりました。この時大阪府からは、府費を以て幼稚園保姆見習のために二人を入校させて居ります。先達ての全國幼稚園大會の記録を讀んで見ますと、膳マサさんが、大阪市に於ける幼稚園の沿革を話されて居りますが、その中に、西區の小學校の先生をして居つた小田と云ふ人と堀と云ふ人とが選拔されて一年間見習をするに云ふことで東京に來られた。當時はまだ汽車も出來てゐなかつた時代でありますから丁度今日西洋にでも行くやうな積りで東京に出られたと云ふ面白い話が載せてあります。右の様に小田さんと堀さんが府費を以て保姆見習として東京に來られたとありますが、私が嘗て大阪市史に依つて調べた所では木村末、氏原銀といふ二人が來られて、翌十二年五月に業を卒へて歸られたとあります。小田さん堀さんが木村さん氏原さん同一人であつて、或は結婚等の爲に姓を變へられたものかと思ひますが、この點は姑らく疑を存して置きます。ところが幼稚園保姆練習科は明治十三年七月に至つて廢止になつて居ります。何故かと云ふと、女子師範の生徒に是非保育の練習をさせ、卒業の上は小學の教員たるのみならず幼稚園の保姆としても適當ならしむるやう養成することが必要であるから、別に保姆練習科を設けなくても可いといふのであります。從來女子師範の本科生は、主として小學校の稽古をして居つたのでありますが、小學校と幼稚園とは聯絡のあるものであるから、本科生にも同時に保姆の練習をさせることにしたのであります。

所が、又後になつて殊に保母を養成することの必要を認めるに至り、東京女子高等師範學校に於て明治二十九年本校生徒以外に、再び保母養成の途を講ずることになりました。初めは保母練習科と云ひましたが、明治三十九年、保育實習科と改名し、其の後も引き續いてやつて居るやうであります。奈良の女子高等師範學校でも、大正九年以來保母養成科を置いて居ります。

かくの如くして、幼稚園は發達の端緒を開きましたが、當時は未だ盛になるに至らなかつたのであります。明治十五年十二月五日には、文部省は府縣の學務課長を招集して、當時文部卿代理として九鬼文部少輔が、教育上の施設について示諭されたのでありますが、その中に幼稚園のことにも論及し、かう云ふことを云はれて居ります。文部省直轄の幼稚園は、力めて園制の完全を期し、地方に設けるものの模範たらしめるために、頗る規模が大になつて居る。此の如き編制の幼稚園は大都會でなければ設け能はぬものであり、又富豪の子にあらざればこれに入る能はざるものと云ふ如き感をもたしむる嫌がある。併し幼稚園には別種のものがあつて、都鄙を論せず等しく之を設け、貧民、力役者等、父母として孩兒の養育をなす暇なき者の子を皆之に入れるべきであると云つて居られます。この思想は當時として餘程進んで居るものであります。で、「この種の幼稚園にありては、編制を簡易にし、唯幼兒を保育擁護するの保母を得て、平和に遊戯をなさしむれば即ち可なり。是尙群兒街頭にありて危険又は卑猥の遊戯をなす者に比すれば、大いに優る所あり。その父母も亦係累を免れ、生産を營むの便を得て、其の益蓋し少

小ならざるべきなり。」と説き、幼稚園の普及發達を希望すると云つて居られます。今回文部省が實施した改正幼稚園令の精神は既に明治十五年から存してゐたと見て可いのであります。

明治十六年の調査によりますと、當時官公私立の幼稚園の總數は僅かに十一、園兒の數も五百五十四人に過ぎないのであります。然るに別種の簡易なる幼稚園を設けよとの趣旨が稍々行き渡つた爲か或は自然の發達によつたのか、恐らく前者の力が多かつたと思ひますが、明治十八年には著しく殖えて、幼稚園が三十、園兒の數は千八百七十三人となつて居ります。

それから、東京女子高等師範學校では、從來の幼稚園の外に、明治二十五年七月四日、幼稚園分室と云ふものを設けて居ります。之は今日のお茶の水幼稚園第二部の初であらうと思ひます。當時の規則によりますと、定員は五十名、大きい者も小さい者も一緒に入れて、從來の幼稚園よりもずつと簡易なり方で、保育をすることにしたのであります。保育料は固より徴集しません。その分室は當時の幼稚園の門内にあつた供待場を改造したのであります。これは九鬼文部少輔の趣意によつて、研究のために此處に設けたものであらうと思ひます。今日ではそれが變つて、名前も本來のものを第一部といふに對して第二部といひ、その性質も變つて居ります。

それから、明治三十二年六月、幼稚園保育及設備規程と云ふものが出來、越えて三十三年小學校令が定められ同時に小學校令施行規則も公布になりました。而して施行規則の第九章に、前年定めた所の規

程を殆どそのまま割り込ませました。この三十三年の規程は比較的細かに出来てゐて、例へば遊戯の種類であるとか、或は唱歌、談話、手技に關することまで細密な規定が定められ、保育時間の制限等も嚴格に規定されてあります。しかしその後の發達の情況より見て、明治四十四年に至り、餘り細かい規定は省くことにしました。どうも一律にやることは出来ないと言ふので、極く大略のものとしたわけであります。これがこの間まで續きました幼稚園の規則であります。

今日までの幼稚園の發達は大略以上の通りであります。昨年十二月の調査によりますと、幼稚園の數は全國で九百三十三、保姆が二千九百十三人、それから園兒の數が八萬四千五人となつて居ります。兎も角漸次進歩發達して來て居ることは明らかであります。